

実地検査における主な 指摘事項及びチェック ポイント(利用者サービス)

令和6年度

福祉局指導監査部指導第一課
施設サービス検査担当

○内容

- 1 実地検査の重点項目（利用者サービス関係） P 3、4
- 2 実地検査における主な指摘事項 P 5～8
 - ① 施設サービス計画
 - ② 身体的拘束等
 - ③ 入浴
- 3 指摘事項における基準条例等と主なチェックポイント . . . P 9～18
 - ① 施設サービス計画
 - ② 身体的拘束等
 - ③ 入浴
- 4 取組等の紹介と留意事項 P 19～25
 - ① 取組の紹介
 - ② 留意事項



1 実地検査の重点項目

1 実地検査の重点項目

利用者サービス関係

【令和6年度 福祉系施設介護サービス事業者等実地検査実施方針抜粋】

- ①施設サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか
- ②高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。
- ③感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。
- ④入所（居）者の生活環境が配慮されているか。



2 実地検査における主な指摘事項

2 利用者サービスの主な指摘事項①

施設サービス計画

①アセスメント

施設サービス計画に係る **アセスメントを実施していない**。また、**アセスメントが不十分**であるため、施設サービス計画がいずれも **個別性が少なく、画一的**なものとなっている。

②施設サービス計画の原案の手続き

施設サービス計画の原案について、当該入所者又はその家族に対して **説明し**、文書により当該入所者の **同意を得ていない**。また、説明して同意を得て **交付する手続きが遅延**している。

③モニタリング

施設サービス計画書に **位置づけられた目標の達成時期が、到来してもモニタリングが行われていない**。また、**状態が変化した場合に、計画の見直し**について検討がされていない。

2 利用者サービスの主な指摘事項②

身体的拘束等

①緊急やむを得ない場合の対応

施設において行われていた身体的拘束等について、拘束を開始するにあたり緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの**判断が「身体的拘束適正化検討委員会」等において多職種で協議されていないなど、施設全体の取組として十分に検討が行われていない。**

②身体的拘束等に関する記録

施設で行われた身体的拘束等について、**その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。**

③身体的拘束等の適正化のための取組

身体的拘束等の**適正化のための取組を行っていない。**

- ・ 対策を検討する**委員会を（3月に1回以上）開催していない。**
委員会の結果について、**職員に周知していない。**
- ・ **指針を整備していない。**
- ・ **研修を定期的に実施していない。** 新任者研修を実施していない。

2 利用者サービスの主な指摘事項③

入浴

①入浴の未実施

1 週間に **2 回以上**の入浴又は清拭が実施されていない。

②入浴の拒否や中止があった場合の対応

代替日の設定や**清しき**を行っていない。

③入浴の記録

入浴を実施したことや入浴**できなかつた理由等**が記録されて**いない**。



3 指摘事項における基準条例 等と主なチェックポイント

3 指摘事項① 施設サービス計画（Ⅰ）

アセスメント

（指定条例第8条第2項）

◆入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、当該入所者について、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しなければならない。

【チェックポイント】

- どこまで自分でできるのか、どんな介助が必要なのか、状態像を具体的に把握し、詳細に記録していますか。
- 入所者ごとの課題を的確に把握して、個別具体的かつ実現可能な目標設定につなげていますか。

【参考】「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知の別紙4の別添）参照（令和5年10月16日付老認発1016第1号 一部改正有）。

3 指摘事項① 施設サービス計画(Ⅱ)

施設サービス計画原案の説明及び同意、施設サービス計画の交付

(指定条例第8条第5項、同条第7項)

- ◆施設サービス計画の原案について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- ◆施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

【チェックポイント】

- サービスの提供開始前までに、計画の内容を説明し、同意を得て、交付していますか。
- 本人名の同意を得ていますか。

3 指摘事項① 施設サービス計画(Ⅲ)

実施状況の把握及び評価（モニタリング）

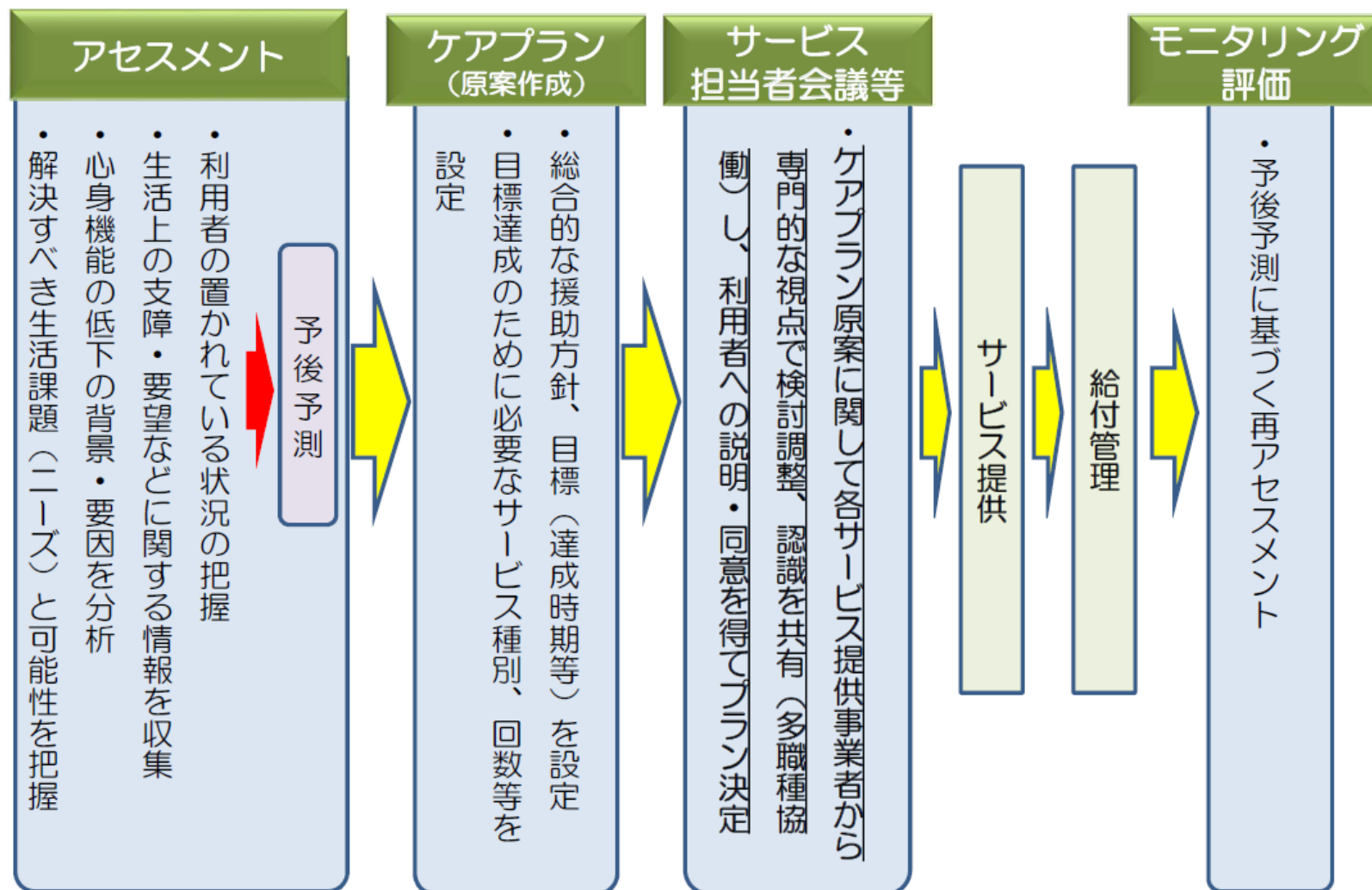
（指定条例第8条第8項、同条第9項）

- ◆施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握を行い、必要（入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等）に応じ変更を行わなければならない。
また、その結果を記録しなければならない。

【チェックポイント】

- 計画どおりにサービスを提供できていますか。
- 目標はどの程度達成できていますか。
- 現在の計画を継続してよいか、変更の必要性はないか、判断していますか。
- モニタリングの結果や具体的な評価内容を記録していますか。

ケアマネジメントの流れ



3 指摘事項② 身体的拘束等（Ⅰ）

身体的拘束等の禁止

（指定条例第20条第4項）

◆指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護福祉施設サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

【チェックポイント】

- ❑ 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。
- ❑ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、3要件（「切迫性」「非代替性」「一時性」）を満たしていますか。
- ❑ 組織的に検討（判断）していますか。
- ❑ 利用者や家族に拘束の内容等詳細を説明していますか。
- ❑ 一連の取組を記録していますか。

3 指摘事項② 身体的拘束等(Ⅱ)

やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応（記録）

（指定条例第20条第5項）

◆身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【チェックポイント】

- 具体的な様子を観察し、日々の記録を積み上げていますか。
- 拘束解除のための判断材料となるよう意識し、記録していますか。

※身体的拘束等の基本的な考え方や対応等については、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省／身体拘束ゼロ作戦推進会議）を参照し、慎重な対応をお願いします。

3 指摘事項② 身体的拘束等(Ⅲ)

身体的拘束等の適正化の取組

(指定条例第20条第6項)

◆身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(指定条例施行規則第6条の2)

- 1 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。
- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【チェックポイント】

- 拘束を実施している、していないに関わらず、上記3項目の取組を行っていますか。
- 上記の取組について、従業員に周知していますか。

3 指摘事項③ 入浴（Ⅰ）

週 2 回以上の入浴の実施

（指定条例第 2 1 条第 2 項）

◆ 1 週間に 2 回以上、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、その心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

（指定条例施行要領第 4 の 1 6 (2)）

◆ 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

【チェックポイント】

- 週 2 回以上の入浴が確保されていますか。
- 入浴が困難な場合は、代替日の設定や清しきを行っていますか。

3 指摘事項③ 入浴(Ⅱ)

サービスの提供の記録

(指定条例第17条第2項)

◆提供した指定介護福祉施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録しなければならない。

(指定条例施行要領第4の12)

◆サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

【チェックポイント】

- 入浴時等、入所者の心身の状況や様子を記録していますか。
- 入浴を中止した場合は、その理由を記録していますか。



4 取組等の紹介と留意事項

4 取組の紹介①

施設サービス計画

①入所者の現在の状態像だけでなく、入所前の暮らしや長年の習慣、趣味嗜好等詳細に情報収集（アセスメント）している。情報は適時適切に更新して、常にその人に見合う実現可能なサービス提供をするためのケアマネジメントを行っている。

②入所者の状態変化があった際、速やかに臨時カンファレンス等を実施し、計画の見直し等を図っている。

③目標の達成度や提供したサービスの満足度について、具体的に評価（モニタリング）し、記録している。

4 取組の紹介②

身体的拘束等

- ① 身体拘束についての検討経過の中で、**初めに身体的拘束等が与える悪影響の話し合い**を行っている。
- ② 拘束が必要な状態の入所者に対して、代替案を提示している。その**代替案についても「切迫性」「非代替性」「一時性」を慎重に検討して必要最小限の対応**とするとともに、解除に向けての目安等を設定している。
- ③ **1週間以内にカンファレンス**を開催し、**多職種で状態把握や意見交換を行い、解除に向けてタイミングの見極め、早期に拘束を解除**した。

4 留意事項①

栄養・口腔衛生の管理の徹底（基本サービス）

①**栄養管理**（指定条例第25条の2）

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

②**口腔衛生の管理**（指定条例第25条の3）

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

※上記①②について、基本サービスとして、状態に応じた計画的なマネジメントをお願いします【令和6年度より義務化】

4 留意事項②

栄養マネジメント強化加算（基準等）

【大臣基準告示・六十五の三のチ引用】

- 低栄養状態にある入所者（おそれのある入所者）に対して、多職種共同して栄養ケア計画を作成する。
- 当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施する。

【老企第40号 第2の5(28)④引用】

- 管理栄養士は中・高リスク該当者に対して、栄養ケア計画に低栄養改善のための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示す。
- 当該栄養ケア計画に基づき、食事の観察を週3回以上行う。

<観察のポイント>

- ・入所者の栄養状態
- ・食事摂取量
- ・摂食・嚥下の状況
- ・食事の満足感
- ・嗜好を踏まえた食事の調整
- ・食事環境の整備（姿勢、食具、食事の介助方法等）

4 留意事項②

栄養マネジメント強化加算（主な指導事項）

- ①栄養ケア計画を多職種共同により作成していない。
- ②栄養ケア計画に低栄養改善のため確認すべき点が明記されていない。
- ③食事の観察（週3回）を行っていない。
- ④食事の観察が（適切に）行われた記録が確認できない。

4 留意事項③

衛生管理等

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

(指定条例第25条の2第2項)

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、**規則で定める措置を講じなければならない。**

(指定条例施行規則第7条)

介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに**感染症の予防及びまん延の防止のための訓練**を定期的実施すること。【令和6年度より義務化】



ご清聴ありがとうございました。